

特定空家等の認定について

以下の物件について、狛江市空家等の適切な管理及び利活用に関する条例第 12 条第 1 項の規定に基づき、特定空家等に認定する。

1. 物件 所在地 狛江市岩戸南三丁目  
認定理由 家屋からの落下物、剥落物の恐れ  
家屋の破損  
工作物の破損（コンクリートブロックの傾斜）  
立木の繁茂  
ごみの放置
2. 認定日 令和元年 12 月 2 日